

段ボールのリサイクルマーク

運用ガイドライン



ダンボール

分別をもっと分かりやすく。

2010年へ向けて『段ボールのリサイクルマーク』の

表示率90%を目指しています。

このガイドラインは、『段ボールのリサイクルマーク』の表示を積極的に推進するための手引書として編集したものです。

全国段ボール工業組合連合会

段ボールのリサイクルマーク運用ガイドライン

目次

本ガイドラインの目的	1
リサイクル可能なすべての段ボールへの表示方法	2
[1] リサイクルマークの基本デザイン	2
[2] リサイクルマークの表示サイズ	4
[3] リサイクルマークを表示する色	5
[4] リサイクルマークの表示場所	5
[5] 無地の段ボールへの対応	5
[6] 輸出する物品を梱包する段ボールへの対応	6
[7] 輸入する物品を梱包する段ボールへの対応	6
[8] リサイクルが困難な段ボールへの対応	6
商品とともに消費者の手元に渡る「多重容器包装」の段ボールへの表示方法	7
[9] 多重容器包装における段ボール	7
[10] 分離不可能な異素材が複合された段ボールの判断	7
[11] 「段ボールのリサイクルマーク」を他の容器包装に表示する場合	8
[12] 段ボールに他の容器包装の識別表示を行う場合	8
[13] リサイクルマークに付記する部位の呼称	9
資料1：リサイクルマークの表示に関連する法律の概要	10
[1] 容器包装リサイクル法と事業者の再商品化義務	10
[2] 資源有効利用促進法と分別のための表示義務	11
資料2：段ボール産業の対応	12
[1] 段ボールの「国際リサイクル・シンボル」の制定	12
[2] 段ボールリサイクル協議会の設立	12
[3] 段ボールのリサイクルマークの制定	13
[4] 容器包装に係わるリサイクル八団体の連携	13
[5] 「段ボールの3R推進自主行動計画」の策定・公表	13
資料3：段ボールリサイクル協議会	14
資料4：容器包装に係わるリサイクル八団体	15

本ガイドラインは、段ボールリサイクル協議会が平成13年2月に刊行した「段ボールのリサイクル推進シンボル運用ガイドライン」を、基本的な運用方法を変更することなく補完・改訂し、全国段ボール工業組合連合会が発行したものである。主な改訂点は下記の通りである。

- ・わが国では、シンボルよりマークという呼称が一般的であるので、表題及び運用方法のなかで「段ボールのリサイクル推進シンボル」とした呼称を、『段ボールのリサイクルマーク』と変更した。
- ・法的強制力のある他の容器包装の識別表示との差異を明確にする意味で、運用方法の一部で「段ボールの識別マーク」とした表現を『段ボールのリサイクルマーク』と統一した。
- ・紙器用板紙にオフセット印刷を施して片面段ボールに枚葉貼合する場合のリサイクルマークの円形矢印の外径を、紙製容器包装で定められている『6mm以上』とした。

本ガイドラインの目的

近年、我々が手にする様々な商品の容器包装には分別区分の表示が行われており、使用済み容器包装のリサイクルに対する社会の関心が高まってきている。容器包装がいずれの分別区分に属するものか、分かり易いシンボリックな表示を行うことにより、次のような効果が期待できる。

- ・消費者は、分別排出する使用済み容器包装の区分が容易になる。
- ・市町村は、分別排出の指導等が容易になり、分別収集が促進される。
- ・事業者は、異物の混入が抑制されることにより、リサイクルコストの低減と品質の向上が図れる。

段ボール製容器包装への分別区分の表示については、2001年4月に施行された資源有効利用促進法施行令においてその義務の適用を除外された。

しかし、紙製容器包装とプラスチック製容器包装への識別表示を検討した、産業構造審議会・容器包装識別表示等検討委員会が2000年11月にまとめた報告書「容器包装の識別表示・材質表示について」のなかで、段ボール製容器包装への識別表示については、「国際的に共通なりサイクル・シンボルを事業者団体が自主的に実施する。しかし、国は実施状況や消費者の分別にあたっての認識・問題点について調査を行い、必要と判断される場合には識別表示の法定化に関する検討を行う」とされていることに留意せねばならない。【10～11頁参照】

段ボールは、主として事業者間の商品の輸送と保管に利用されているが、商品の箱買いや通信販売の利用など、消費者の購買行動の変化により、段ボールが家庭に搬入される経路も様々になってきている。段ボールの高品質リサイクルを維持・推進するためには、消費者向け・事業者向けを問わず、リサイクル可能（製紙原料として利用可能）なあらゆる用途の段ボールを対象に、リサイクルマークの表示を行うことが効果的である。

段ボールの製造・利用事業者団体及び段ボール古紙の回収・流通・再利用に関わる事業者団体が組織する段ボールリサイクル協議会は、容器包装リサイクル法の改正(2007年4月)に際し、2010年を目標年次とする『段ボールの3R推進自主行動計画』を策定し、2007年3月28日に公表した。

その数値目標の一つに、消費者の分別排出を容易にするためにリサイクル可能な全ての段ボールにリサイクルマークの表示を促進し、実施率90%を目指すことを掲げている。【13頁参照】

本ガイドラインは、段ボール産業従事者が、段ボールのリサイクルマークの表示を積極的に推進するための手引書として作成したものであり、全国段ボール工業組合連合会のホームページからダウンロードできる。

<http://www.zendanren.or.jp>

また、段ボール利用事業者（ユーザー）に段ボールのリサイクルマークの表示促進についての理解を得るために、本ガイドラインを要約したリーフレット『段ボールのリサイクルマーク運用マニュアル（A3版・カラー・両面印刷）』が作成されており、段ボールリサイクル協議会のホームページからダウンロードできる。

<http://www.danrikyo.jp>

段ボールの高品質リサイクルを一層推進するために、段ボールのリサイクルマークの表示促進について業界関係者の協力をお願いする次第である。

2007年7月

全国段ボール工業組合連合会
3R推進委員会

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法
「リサイクル可能な全ての段ボール」への表示方法

[1] リサイクルマークの基本デザイン

段ボールのリサイクルマークは、「国際リサイクル・シンボル」と「ダンボール」の文字で構成され、表示スペースや段ボールの大きさ等に対応して相似形で運用する。

□ 一般的な表示



「段ボールの国際リサイクル・シンボル」

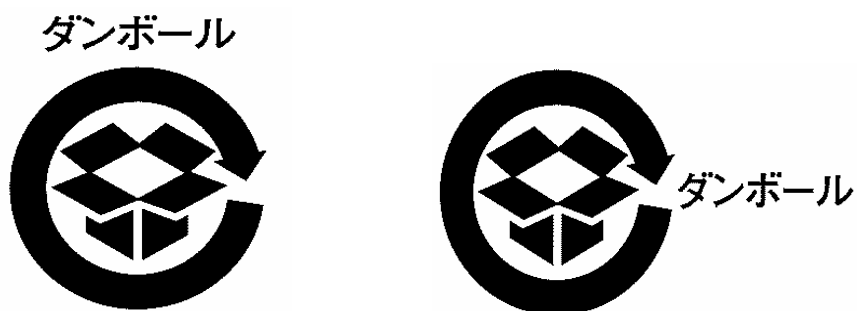
- ・その段ボールがリサイクル可能であることを示す、世界共通のシンボルである。

「ダンボール」の表記

□ 「ダンボール」の表記

- 書体は太ゴシック体、又はそれに準じる視認性の良い字体を使用する。
- 一般に使用されている段ボールではなく「ダンボール」を使用するのは、字面の少ないダンの方が段ボールへの直接印刷で鮮明になりやすいこと、及び子供でも分かりやすいと思われることによる。
- 配置は変更可能である。
 - ・印刷デザイン上の制約、あるいは他の容器包装の一括表示により使用部位の表記を行う場合などには、ダンボールの文字を下図のように配置してもよい。

文字配置例



「段ボールのリサイクルマーク」運用方法
「リサイクル可能な全ての段ボール」への表示方法

□「ダンボールはリサイクル」の表記

輸送用の外装箱など、印刷スペースに余裕がある場合には、“その段ボールを積極的にリサイクルすべき”とのメッセージとして、「ダンボールはリサイクル」と表記することができる。



ダンボールは
リサイクル



ダンボールはリサイクル

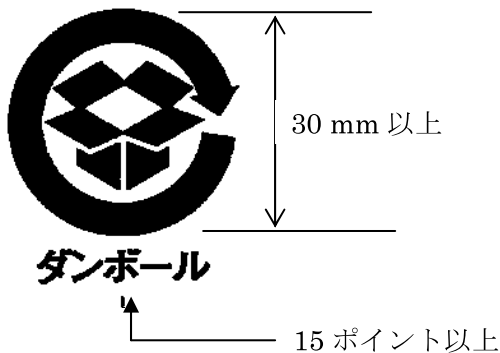


「段ボールのリサイクルマーク」運用方法
「リサイクル可能な全ての段ボール」への表示方法

[2] リサイクルマークの表示サイズ

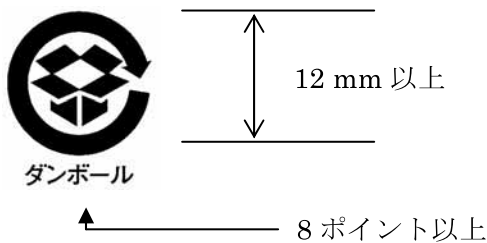
段ボールのリサイクルマークは、印刷方法により再現性に差が生じるため、印刷方法による最小サイズを下記の通りとする。

□ 段ボールへ直接印刷<※1>を行う場合



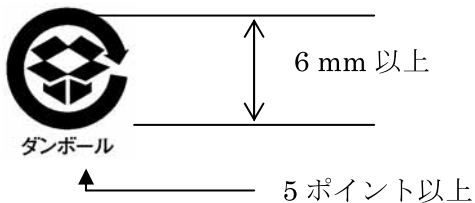
<※1>フレキシソインキ又は速乾性インキにより、段ボールに直接印刷を行う方法。

□ プレプリント<※2>の場合



<※2>段ボールに貼合する前のライナにあらかじめ印刷してから、中しん原紙と貼り合わせる方法。

□ 枚葉貼合<※3>の場合



<※3>紙器用板紙にオフセット印刷などを施して、片面段ボールに貼り合わせる方法。

■ 留意事項

- 視認性を容易にするためには、リサイクルマークは大きい方が望ましい。
- 特に、段ボールに直接印刷を行う場合には、段ボールの構造と印刷方法の技術的な制約に注意する必要がある。
 - ・ リサイクルマークの大きさが 30mm 以下になると、白ヌキ部分のつぶれが生じる恐れがあるため、印刷機の運転速度低下、印版の洗浄、検品などにより生産性が阻害される。
- リサイクルマークを反転して印刷する場合には、容易に判別できる大きさの確保に留意することが必要である。

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法
「リサイクル可能な全ての段ボール」への表示方法

[3] リサイクルマークを表示する色

リサイクルマークは、ブランドやデザインを印刷するために用いる色のうち、視認性の良い方の色を用いることが望ましい。

■ 留意事項

- ブランドやデザインを印刷する色以外の色を用いる場合には、印刷色数が増加し、自社が保有する印刷機の色数を超える場合には印刷が2工程になる。

[4] リサイクルマークの表示場所

リサイクルマークの表示場所は、最終排出者が視認し易いことを原則に、事業者間で自由に決めることができる。

■ 留意事項

- リサイクルマークは、流通段階でも視認できる長さ面、幅面、天面に表示することが望ましいが、印刷デザインなどによる制約がある場合には、折りたたんで排出するときに視認できる底面に表示してもよい。

[5] 無地の段ボールへの対応

無地の段ボールについては、リサイクルマークの直接の表示を省略することができる。

■ 留意事項

- 無地の段ボールとは、その製造段階で印刷が可能な工程を経ないものである。
 - ・ 単一色による全面印刷（いわゆる色無地の印刷）や色ライナを使用して印刷工程を経ない段ボールは、無地の段ボールに含まれる。
- スタンプは印刷に含まれる。
- 刻印・エンボス等によりリサイクルマークを施すことは、段ボールの構造（厚さ、復元力等）から好ましくない。実際に、消費者から判別できないという意見が寄せられている。
- 無地の段ボールであっても実施可能な範囲での対応を図ることが望ましいが、プラスチック製のシールやラベルでリサイクルマークを施すことは、異物の混入となるので段ボールのリサイクルには好ましくない。

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法
「リサイクル可能な全ての段ボール」への表示方法

[6] 輸出する物品を梱包する段ボールへの対応

輸出する物品を梱包する段ボールへの表示については、相手国（あるいは地域）の輸入業者の指示に従う。

■ 留意事項

- 特に、西欧諸国では、1990年代初期に各国で法律に関連するリサイクル・シンボルが定められており、それらが最優先される場合がある。

[7] 輸入する物品を梱包する段ボールへの対応

物品を輸入・販売する事業者が、物品を梱包する段ボールの素材、構造、デザイン、印刷などの仕様に関して指示できる場合には、このガイドラインに準じてリサイクルマークの表示を行なう。

■ 留意事項

- 事業者が上記の仕様などを指示できない場合には、**[5]無地の段ボールへの対応** に準じる。

[8] リサイクルが困難な段ボールへの対応

段ボールを製造あるいは利用する段階で製紙原料として利用困難な素材が複合され、それらの素材が分離不可能な段ボールには、リサイクルマークを表示できない。

■ 留意事項

- 段ボールの「国際リサイクル・シンボル」は、「その段ボールがリサイクル可能（製紙原料として利用可能）である」ことを示す世界共通のシンボルである。段ボール及び段ボール古紙は国際的に流通しているので、製紙原料として利用困難な段ボールに「国際リサイクル・シンボル」を表示することは、相手国のリサイクル機構を混乱させる恐れがある。
- 段ボールのリサイクルは、最新の製紙技術に基づいて判断しなければならないため、製紙原料として利用困難な段ボールについては、下記の方法で確認されたい。
 - ・ 自社が購入している段ボール原紙メーカーに確認する。
 - ・ 段ボールリサイクル協議会に確認する。TEL: 03 (3248) 4853
 - ・ 財団法人古紙再生促進センターのホームページより、古紙の取引における品質基準「古紙標準品質規格」を参照とする。<http://ww.prpc.jp>
- 今日、製紙原料として利用困難とされている段ボールには、下記のようなものがある。
 - ・ 段ボールの製造段階で、ワックスを含浸させたり、アルミ箔をラミネートしたもの。
 - ・ 段ボールの利用段階で、プラスチック製緩衝材や布などを貼り合わせたもの。

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法

商品とともに消費者の手元に渡る「多重容器包装」の段ボールへの表示方法

消費者の手元に渡る商品には、プラスチック製フィルム、紙製個装箱、段ボール製外装箱などの複数の容器包装が施されており（多重容器包装）、資源有効利用促進法で分別区分の表示を行うと指定された容器包装（指定表示製品）の識別表示が行われている。多重容器包装では、その一部である容器包装が無地あるいは表示スペースなどに物理的な制約がある場合^{<※4>}には、多重容器包装を構成する表示可能な他の容器包装に一括して分別区分の表示を行う。

段ボールが多重容器包装の一部を構成する場合には、[9]～[10]の記載により「容器包装リサイクル法の分別基準による段ボールに該当するか」を判断し、[11]～[13]により段ボールのリサイクルマークの表示を行う。

<※4>表示スペースなどに物理的な制約があるとは、既存の法定表示などが一定の面積を占めており、識別マークを表示するスペースがない場合、あるいは形状及び素材などから技術的に識別表示ができない場合を指す。

[9] 多重容器包装における段ボール

容器包装リサイクル法の分別基準において、段ボールとは「波形に成形した中しん原紙の片面又は両面にライナを貼り合わせたもの」とされている。（「プラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別基準の運用方針」のなかの「段ボール製容器包装の分別基準」より抜粋）

■ 留意事項

- 緩衝材として利用される「波形に成形した中しん原紙だけのもの」、あるいは仕切りの目的で利用される「ライナだけのもの」については、その素材が段ボール原紙であっても段ボールとみなされない（紙製容器包装に区分される）。
- チョコレートやクッキーなどを入れた紙器あるいは缶などで、緩衝や仕切りの目的で利用される段ボール状のものは、素材が「段ボール原紙」でない場合には段ボールとみなされない。

[10] 分離不可能な異素材が複合された段ボールの判断

容器包装リサイクル法の分別基準において、容器包装の製造又は利用段階で分離不可能な異素材が複合されている場合には、質量の最も重い容器包装に分別する。

■ 留意事項

- 例えば、贈答用化粧箱のように、片面段ボールに紙器用板紙が貼り合わされたものは、片面段ボールの方が重い場合には「段ボール」に、紙器用板紙の方が重い場合には「紙製容器包装」に区分される。
- 商品とともに消費者の手元に渡る段ボールであっても、リサイクル困難な素材が複合され、それらの素材が分離不可能なものは、[8] **リサイクルが困難な段ボールへの対応** に準拠することが望ましい。

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法

商品とともに消費者の手元に渡る「多重容器包装」の段ボールへの表示方法

[11] 「段ボールのリサイクルマーク」を他の容器包装に表示する場合

多重容器包装を構成する段ボールが無地あるいは表示スペースなどに物理的な制約がある場合には、段ボールのリサイクルマークを表示可能な他の容器包装に表示する。

例：「ふたが印刷した紙箱」・「身箱・仕切り・パッドが無地の段ボール」



ふた箱



身箱・仕切・パッド

●ふた箱に一括表示を行なう。

[12] 段ボールに他の容器包装の識別表示を行う場合

多重容器包装を構成する他の容器包装が無地あるいは表示スペースに物理的な制約があり、段ボールが印刷付きの場合には、段ボールに他の容器包装の識別表示を一括して行なう。

■ 留意事項

- 段ボールに表示する他の容器包装の識別表示と文字の大きさは、[2] **表示サイズ** に準じる。

例：「段ボール製外箱」・「段ボール製緩衝材」・「PE製保護カバー」の一括表示



外装箱・緩衝材



身保護カバー：PE[※]

※プラスチック製容器包装には材質を表記する。

「段ボールのリサイクルマーク」運用方法

商品とともに消費者の手元に渡る「多重容器包装」の段ボールへの表示方法

[13] リサイクルマークに付記する部位の呼称

段ボールの部位の呼称にはさまざまな表現が用いられているが、消費者の識別を容易にするためには統一して用いることが望ましい。全国段ボール工業組合連合会では、リサイクルマークに付記する段ボールの部位の呼称については、以下の表現を推奨する。

- ・外装箱：主に輸送用に用いる段ボール箱。
- ・内装箱：個装箱をまとめ、それらを保護するために用いる段ボール箱。
- ・個装箱：消費者の手元に渡る最小単位の物品を包装するために用いる段ボール箱。
- ・身箱：身とふたで構成する箱の身の部分を構成するもの。
- ・ふた箱：身とふたで構成する箱のふたの部分を構成するもの。
- ・トレイ：ふたのない浅い箱。
- ・胴 枠：箱の内側に用いる筒状の補強枠（中枠ともいう）。
- ・仕切り：箱の内部を幾つかに区分するための部材。
- ・緩衝材：輸送又は荷扱い中の商品が、外部からの衝撃などによって破損しないように保護するための材料。
- ・埋め板：箱の内部の段差を埋めるために用いる平板状の部材。
- ・パッド：箱の内部の商品を安定させるために用いる部材。

資料 1 : リサイクルマークの表示に関連する法律の概要

大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄にいたるまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する、新たな循環型社会を構築することが求められている。

循環型社会を構築する基本的な考え方は、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)、いわゆる 3 R(スリーアール)の取組みを進めていくことであり、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備されてきた。

ここでは、リサイクルマークの表示に関して理解すべき二つの法律について述べる。

[1] 容器包装リサイクル法と事業者の再商品化義務

容器包装リサイクル法（容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物を、資源として有効に利用することを目的として制定された。

法律の対象となる容器包装は、①スチール缶、②アルミ缶、③ガラスびん、④ペットボトル（飲料又はしょうゆ用）、⑤飲料用紙製容器（アルミを使用しないもの）、⑥段ボール製容器包装、⑦その他紙製容器包装（⑤・⑥を除く）、⑧その他プラスチック製容器包装（④を除く）の 8 品目に区分されており、①から④には 1997 年 4 月より、⑤から⑧には 2000 年 4 月より適用された。

□ 役割分担

法律は、消費者、地方自治体、事業者に次のような役割分担を求めている。

- 消費者は、使用済み容器包装を居住する地方自治体のルールに従って「分別排出」する。
- 地方自治体は、容器包装廃棄物を「分別収集」し、厚生省令に定められた分別基準に適合させる。
- 事業者は、地方自治体が分別基準に適合させた容器包装を、自らまたは指定法人やリサイクル事業者に委託して「再商品化（義務）」する。
 - ・ 法律の対象となる事業者（特定事業者）は、容器の製造及び利用事業者と包装の利用事業者であり、商品を輸入販売する事業者も含まれる。
 - ・ 事業者の再商品化義務は、地方自治体が分別基準に適合させた容器包装廃棄物が、「有償又は無償で譲渡できることが明らかである場合」には適用を除外される。

□ 法律における段ボールの取り扱い

法律の施行に際して、段ボール製容器包装は、「地方自治体が分別基準に適合させた使用済み段ボールは有償で譲渡される」と判断され、事業者の再商品化義務は適用を除外されている。

（1999 年 6 月 15 日、大蔵・厚生・農水・通産省令第 2 号）

[2] 資源有効利用促進法と分別のための表示義務

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）は、リサイクル法（再生資源の利用の促進に関する法律）を改正したもので、2001年4月に完全施行された。法律は、事業者に製品の省資源化・長寿命化などによる廃棄物の発生抑制(Reduce)、回収した製品の部品などの再使用(Reuse)及び原料としての再利用(Recycle)の3Rを義務付けるとともに、分別回収の促進のために識別表示を行うもの（指定表示製品）として、リサイクル法で定められていたスチール缶、アルミ缶、ペットボトルに加えて、その他紙製容器包装とその他プラスチック製容器包装を追加した。

□ 法律における段ボールの取り扱い

法律の施行に際して、段ボール製容器包装は、2001年4月に施行された資源有効利用促進法施行令において、分別のための表示を義務付けた「指定表示製品」から除外された。

□ 段ボールの分別表示の判断

2000年4月から容器包装リサイクル法が完全施行されるに備えて、事業者の再商品化義務が適用されるその他紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装の分別のための表示等の検討を行うために容器包装識別表示等検討委員会が設置され、段ボール製容器包装と飲料用紙製容器についても併せて検討が行われた。2000年7月に同委員会がとりまとめた報告書「容器包装の識別表示・材質表示について」のなかで、段ボール製容器の識別表示については次のように判断されている。

- 段ボール産業は、国際段ボール協会において国際的に共通な段ボールのリサイクル・シンボルを定め、これに基づき事業者は自主的に識別表示を実施することとしている。事業者は、運用の詳細について関係者と意見交換をすすめるとともに、確実に識別表示を実施することが望まれる。国としても識別表示の実施状況や消費者の分別にあたっての認識・問題点について調査を行い、法定化の検討が必要と判断される場合には、識別表示の法定化について検討を行うこととする。

リサイクルマークの表示に関連する二つの法律における、容器包装の素材別義務は下表の通りである。

リサイクル関連法における容器包装別義務

容器包装の区分	容器包装リサイクル法における「再商品化義務」	資源有効利用促進法における「識別表示義務」
スチール缶	適用除外	あり
アルミ缶	適用除外	あり
ガラスびん	あり	表示不要
ペットボトル	あり	あり
飲料用紙製容器	適用除外	自主表示
段ボール製容器包装	適用除外	自主表示
その他紙製容器包装	あり	あり
その他プラスチック製容器包装	あり	あり

資料 2 : 段ボール産業の対応

[1] 段ボールの「国際リサイクル・シンボル」の制定

国際段ボール協会<※5>は、2000年6月に開催したその理事会において、『国際的に共通な段ボールのリサイクル・シンボル（以下「国際リサイクル・シンボル」と略）を策定し、その普及を決議した。

段ボールの「国際リサイクル・シンボル」（商標登録済み）



シンボルの周囲に「リサイクル可能」等の文字をそれぞれの国が母国語で表示できる。

「国際リサイクル・シンボル」の策定は、日本の段ボール産業団体が提案したものであり、その理由は下記の判断による。

- ①段ボールは、物品の輸送・保管のために施す輸送包装が主用途であり、梱包された物品とともに国境を越えて流通し、物品を輸入した国で再び段ボール原紙の主原料としてリサイクルされている。
- ②再生資源の有効利用に係る法律などにより、欧米諸国では様々なリサイクル・シンボルが段ボールに表示されているが、それらは他国のリサイクル機構では何らの効力も発揮していない。
- ③世界の段ボール産業が協力して段ボールのリサイクルを推進するためには、国際的に共通なリサイクル・シンボルを策定することが必要である。

「国際リサイクル・シンボル」は、「その段ボールがリサイクル可能である」ことを示す世界共通のシンボルである。このシンボルを表示することにより、いかなる国でも段ボールの的確な分別が容易となり、国際的に段ボールのリサイクルを推進することが期待できる。

[2] 段ボールリサイクル協議会の設立

容器包装リサイクル法の施行に際し、段ボール製容器包装は再商品化義務の適用を除外されたが、万一、市町村が分別基準に適合させた使用済み段ボールが有償又は無償で譲渡できない事態が生じた場合には、段ボール製容器包装を製造及び利用する事業者者に再商品化義務が生じる。そのような事態を未然に防止するために、段ボールを製造及び利用する事業者団体は、段ボール古紙の回収、流通及び再利用に関わる事業者団体とともに、2000年3月、段ボールリサイクル協議会を設立した。

【段ボールリサイクル協議会については14頁参照】

<※5> International Corrugated Case Association（略称：ICCA）

世界の段ボール産業団体及び企業が参加する国際組織。本部を米国、欧州支部をベルギー、アジア支部を日本（全国段ボール工業組合連合会内）に置く。理事会、国際経営者会議及び各種ワーキンググループ等により、段ボール産業に関する国際的な課題に対して積極的な活動を行っている。

[3] 段ボールのリサイクルマークの制定

産業構造審議会・容器包装識別表示等検討委員会において、「段ボールの識別表示は事業者団体において定められ、今後、それらに基づき事業者が自主的に行うこととしている。」と判断されたことを受けて、段ボールリサイクル協議会は、「国際リサイクル・シンボル」を「段ボールのリサイクルマーク」に活用することを決めた。そして、2001年2月に「段ボールのリサイクル推進シンボル運用ガイドライン」を刊行するとともに、ホームページで公開した。

[4] 容器包装に係わるリサイクル八団体の連携

容器包装リサイクル法の改正に際して、容器包装に係わるリサイクル八団体は、素材の垣根を越えて容器包装の3Rを推進するために、「3R推進団体連絡会」を結成した。そして、自治体、消費者及び事業者などを対象とするフォーラム、地域において自ら活動する一般市民、NPOなど民間団体、ゴミ減量等推進員、市民会議・協議会・審議会委員、自治体担当者などを対象とするセミナーを開催するとともに、3R推進全国大会やエコプロダクツ展へグループ出展し、容器包装の3Rの広報に取り組んでいる。

【容器包装に係わるリサイクル八団体については15頁参照】

[5] 「段ボールの3R推進自主行動計画」の策定・公表

容器包装リサイクル法の見直しに係わる審議において、容器包装に係わるリサイクル八団体は「容器包装リサイクル法の目的達成への提言」を行い、事業者による3R推進に向けた自主行動計画の策定、及び主体間の連携に資する取組みを実行する決意を表明した。そして、それぞれの団体が、決意表明に沿って「3R推進自主行動計画」を策定し、2006年3月28日に公表した。

2010年を目標年次とする『段ボールの3R推進自主行動計画』における数値目標は下記の通りである。

①リデュースの推進

段ボールの製造・利用事業者間の合理化努力により、さらに使用材料の薄物化等による軽量化を推進し、2004年実績比で㎡当たり1%軽量化する。

②リサイクルの推進

既存のリサイクル機構を活用し、回収率90%以上を維持する。また、消費者の排出を容易にするために、折りたたみやすい段ボールの開発・普及に努める。

③分別排出を容易にする表示の普及促進

消費者の分別排出を容易にするために、容器包装リサイクル法の対象とされる段ボールに限定せず、商品の輸送・保管に利用されるものも含めて、リサイクル可能な全ての段ボールにリサイクルマークの表示を促進し、実施率90%を目指す。

資料3：段ボールリサイクル協議会

所在地：〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

全国段ボール工業組合連合会内

TEL：03-3248-4853 FAX：03-5550-2101 URL：http://www.danrikyo.jp

設立：平成12年3月7日

事業内容：－

- ①段ボールの製造、利用、回収、流通及び原料の再商品化に係わる者が、綿密な情報交換を行うことにより、段ボールの効率的な利用とリサイクルの推進を図る。
- ②市町村が容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とした使用済み段ボールが、万一、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合に、それらの段ボールを再商品化するための相談、斡旋などの利用促進を図る。

会 員（平成19年7月1日現在）

◇正会員：容器包装リサイクル法で特定事業者と指定された企業で構成する団体。

- ・全国段ボール工業組合連合会
- ・東日本段ボール工業組合
- ・中日本段ボール工業組合
- ・西日本段ボール工業組合
- ・南日本段ボール工業組合
- ・全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
- ・財団法人家電製品協会
- ・社団法人全国清涼飲料工業会
- ・酒類紙製容器包装リサイクル連絡会
- ・日本生活協同組合連合会

◇準会員：段ボールのリサイクルに係わる企業で構成する団体。

- ・全国製紙原料商工組合連合会
- ・日本再生資源事業協同組合連合会
- ・日本製紙連合会

◇賛助会員：本協議会の目的に賛同してその事業を支援しようとする企業及び団体。

浅野段ボール(株)	旭段ボール(株)	淡路紙工(株)
愛媛製紙(株)	王子板紙(株)	大石産業(株)
大阪紙器工業(株)	王子チヨダコンテナ(株)	刈谷紙器(株)
川端段ボール(株)	関西パック(株)	北上製紙(株)
(株)共進ペーパー&パッケージ	協和紙工(株)	協和ダンボール(株)
(株)桐原容器工業所	キンキダンボール(株)	(株)クラウンパッケージ
興亜工業(株)	興亜紙業(株)	児島段ボール(株)
サクラパックス(株)	ザ・パック(株)	三協段ボール(株)
シンワ(株)	セッツカートン(株)	第一パッケージ(株)
大王製紙(株)	ダイナパック(株)	大日本パックス京都(株)
大陽紙業(株)	(株)タカオカ	タルタニパック(株)
中央印刷紙工(株)	千代田ダンボール(株)	東海紙器(株)
東海包装(株)	東海パルプ(株)	東京コンテナ工業(株)
(株)トーモク	トッパンコンテナ(株)	ニシコーダンボール(株)
日東紙器工業(株)	日本紙器(株)	日本紙工業(株)

日本大昭和板紙(株)	日本トーカーパッケージ(株)	阪神大王製紙パッケージ(株)
福野段ボール工業(株)	富士段ボール(株)	函平段ボール(株)
丸三製紙(株)	三笠紙工業(株)	美鈴紙業(株)
(株)三星	明和ダンボール(株)	森紙業(株)
山下印刷紙器(株)	山田ダンボール(株)	大和紙器(株)
ヤマトヤ(株)	山梨紙業(有)	レンゴー(株)

資料４：容器包装に係わるリサイクル八団体

容器包装に係わるリサイクル八団体とは下記の通りであり、素材の垣根を越えて「３Ｒ推進団体連絡会」を結成し、種々の連携活動のもとで 2010 年度を目標年次とする「３Ｒ推進自主行動計画」に取り組んでいる。段ボールに他の容器包装のマークを表示する場合に、必要な情報を入手できる。

ガラスびんリサイクル促進協議会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-15 田中田村町ビル 8 階

TEL : 03(3507)7191 FAX : 03(3507)7193

URL : <http://www.glass-recycle-as.gr.jp>

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2 階

TEL : 03(3662)7591 FAX : 03(5623)2885

URL : <http://www.petbottle-rec.gr.jp>

紙製容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 階

TEL : 03(3501)6191 FAX : 03(3501)0203

URL : <http://www.kami-suisinkyoo.org/>

プラスチック製容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館 3 階

TEL : 03(3501)5893 FAX : 03(5521)9018

URL : <http://www.pprc.gr.jp>

スチール缶リサイクル協会

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-16-3 日鉄木挽ビル 1 階

TEL : 03(5550)9431 FAX : 03(5550)9435

URL : <http://www.steelcan.jp>

アルミ缶リサイクル協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-13-13 アープセンタービル 3 階

TEL : 03(3582)9755 FAX : 03(3505)1750

URL : <http://www.alumi-can.or.jp>

飲料用紙容器リサイクル協議会

〒102-0073 東京都千代田区九段 1-14-19 乳業会館 4 階

TEL : 03(3264)3903 FAX : 03(3261)9176

URL : <http://www.yokankyo.jp>

段ボールリサイクル協議会

〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

全国段ボール工業組合連合会内

TEL : 03(3248)4853 FAX : 03(5550)2101

URL : <http://www.danrikyo.jp>